

令和2年12月28日

領事メール

【件名】【大使館からのお知らせ】オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第74号）

【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、陸海空からの出入国禁止措置を12月29日（火）午前0時に終了する旨決定し、7日以下の期間で滞在予定の入国者に対しても隔離措置を行う等の措置を発表しました。

○オマーン民間航空庁（CAA）は、12月29日午前0時から発効するオマーン出入国要件に関する回章を発出しました。

○オマーン保健省は、新型コロナウイルスワクチンを配布計画に従い、オマーン国民と居住者に無料で接種すると発表しました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 12月27日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、議長の内務大臣の主宰で会合し、世界各国で発生している新型コロナウイルスの変異種の現況につき検討し、同22日から実施している陸海空からの出入国禁止措置を同29日（火）午前0時に終了する旨決定するとともに、今後の陸海空のあらゆる出入国地点での措置を以下のとおりとすると発表しました。さらに同委員会は、今後暫くは真に必要な限り海外渡航を控えるよう強く呼びかけています。

●いかなる地域からの入国者に対しても例外なく入国72時間前に受検したPCR検査の陰性証明書の提出を義務化する。

●7日以下の期間で滞在予定の入国者に対しても隔離措置を行う。

●入国前にTarassud+アプリのダウンロード及び登録を済ませておくこと。

●オマーン人及びGCC諸国民等を除き、新型コロナウイルスの治療費を補償する医療保険に加入しておくこと。

●オマーンの空港到着時にもPCR検査を受検すること。

●7日間の隔離期間中は感染者追跡ブレスレットを着用すること。

●隔離措置後の8日目に受ける検査で陰性であり且つ症状を発症していない場合にブレスレットの取り外しが認められること。

●隔離期間中は官民に限らず有給の病休としては取り扱われないこと。

2 12月28日の当地報道によれば、オマーン民間航空庁（CAA）は、12月29日午前0時から発効するオマーン出入国要件に関する回章を発出しました。概要以下のとおりです。

（1）オマーンに到着する旅行者

●オマーンに到着するすべての旅行者は、到着予定時刻の少なくとも72時間前にPCR検査を受け、陰性結果証明書を提示する。

●オマーンに到着するすべての旅行者は、到着時にPCR検査を受検し、感染者追跡ブレスレットを着用のうえ、7日間の隔離措置が必要である。

● 7 日間の隔離措置終了後、旅行者は 8 日目に再度 P C R テストを受験する必要がある、検査結果が陰性の場合には隔離措置は終了する。

● 旅行者は、オマーンに到着する前に、[https :
//covid19.emushrif.om/traveler/travel](https://covid19.emushrif.om/traveler/travel) から P C R 検査を事前予約し、検査料 2 5 オマーンリアルを支払い、Tarrasud + アプリをダウンロードする必要がある。
検査結果は 24 時間以内に利用可能で、検査レポートは、<https://covid19.emushrif.om> で表示され、印刷が可能である。

● 7 日以内の旅行者は、これまで隔離措置が免除されていたが、今後は隔離措置が義務づけられる。

● 航空会社は、すべての乗客が出発前にオマーン政府が求める健康要件を遵守していることを確認する必要がある。

● G C C 国民及び有効な滞在許可を有する居住者、並びに有効査証を有する旅行者は、事前の承認なしにオマーンに入国できる。

● オマーンに到着するすべての旅行者は、オマーン国民、G C C 国民、無料の治療カードを有している乗客を除き、新型コロナウイルスの治療 1 ケ月間にかかる治療費を補償する医療保険への加入が必要である。

● 1 5 歳未満の子供は、P C R 検査と感染者追跡ブレスレット着用が免除される。

● オマーンで勤務する外交官とオマーンを訪問する外交官は、P C R 検査、Tarassud + アプリのダウンロード、感染者追跡ブレスレット着用は免除されるが、7 日間の隔離措置は求められる。

● 航空機乗務員は、P C R 検査、Tarrasud + アプリのダウンロード及び感染者追跡ブレスレット着用、隔離措置が免除されるが、オマーン保健省が求める感染予防措置を講じる必要がある。

● 以前に発行されたオマーン入国に関するすべての要件は、上記の新たに発行された要件と矛盾しない限り、引き続き有効である。

(2) オマーンを出発する旅行者

● オマーン国民および居住者は、事前の承認なしに出国できる。

● オマーン国民は、旅行先の国で新型コロナウイルスの治療にかかる治療費を補償する医療保険に加入するものとする。

● 目的地の最新の新型コロナウイルスにかかる渡航及び検査要件を確認する。

● 空港での直接の接触を避けるために、可能であれば、空港に到着する前にオンラインチェックインを検討する。

● 旅行者は、出発時刻の遅くとも 3 時間前、最大でも 4 時間前には空港に到着している必要がある。

● 新型コロナウイルスの症状が出た場合は絶対に旅行しない。

● 熱のある乗客を特定するために、空港で発熱スクリーニングが行われ、3 8 度以上の場合には、P C R 検査の受検を求められる。必要に応じて、マスカット空港の P5 駐車場、サララ空港貨物ターミナルにある空港ドライブスルー及びウォークイン施設で P C R 検査の受検ができる（道路標識に従うこと）。P C R 検査料は 1 9 オマーンリアル、検査結果は 24 時間以内、検査レポートは <https://covid19.emushrif.om> から入手可能。

3 同 2 7 日、オマーン保健省は、新型コロナウイルスワクチンの有効期間等については更なる研究が必要であるものの、ワクチンは症状の発症や合併症を防ぐ効果があるとし、同省が作成した同ワクチン配布計画に従い、オマーン国民と居住者に無料で

接種すると発表しました。同接種は、第１段階として、ＩＣＵ等の医療従事者、６５歳以上の糖尿病患者、慢性肺病患者、腎不全透析患者等の７，５００人を対象に行う予定としています。

４ １２月２２～２８日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、２１日に２１２件、２２日に９３件、２３日に５４件、２４～２６日に１８２件、２７日に９１件の新規感染を記録し、２７日までの累積感染症例数は１２８，５６３件（死亡件数は１，４９５件、治癒件数は１２１，１８２件、治癒率９４．２％）、２７日の入院件数は８６件（新規１件、ＩＣＵ３７件）です。

５ 成田空港では、８月３日から新型コロナウイルスの水際対策として、唾液を使った抗原検査の運用が開始されております。詳細は、以下のホームページでご確認下さい。

○厚生労働省成田空港検疫所ホームページ（成田空港から入国する際の検疫手続について）

https://www.forth.go.jp/keneki/narita/soumu/pdf/202008_kensa-nagare.pdf

○厚生労働省ホームページ（水際対策の抜本的強化に関するＱ＆Ａ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

６ ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに（公共の場でのマスク不着用に対する罰金は１００オマーンリアル）、十分な感染予防に引き続き努めてください。

（新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。）

（問い合わせ先）

在オマーン日本国大使館

－住所：Villa No.760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、 Shati Al-Qurum

－電話：（＋９６８） ２４６０１０２８

－FAX：（＋９６８） ２４６９８７２０

－ホームページ：https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>